

税制調査会（第10回総会）議事録

日 時：平成29年6月19日（月）10時00分～

場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

○中里会長

それでは、時間となりましたので、ただ今から第10回税制調査会を開会します。

前回1月の税制調査会において、4月下旬から5月の初旬に、アメリカ、カナダ、イギリス、フランス、エストニア、スウェーデン、韓国の四方面を対象に海外調査を行うことについて、皆様から御了承いただきました。

これを受けて、4月から5月のゴールデンウィーク中に、アメリカ、カナダには岡村委員と沼尾委員に、イギリス、フランスには増井委員と土居委員に、韓国には田近委員と上西特別委員に、そしてエストニアとスウェーデンには林特別委員と私で、それぞれ調査に行っていました。

本日は、その調査の結果を委員の皆様にご報告した上で、皆様から様々な御意見をいただき、納税実務等を巡る近年の環境変化への対応に関する今後の具体的な議論につなげていきたいと考えています。

なお、前回に引き続き、資料のペーパーレス化をさせていただきたいと思っておりますので、御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

それでは、申し訳ありませんが、カメラの皆様は御退室をお願いします。

（カメラ退室）

○中里会長

本日、御欠席の神津特別委員から意見書が提出されていますので、他の資料と同様に、皆様のデスクトップ上に格納させていただいています。適宜御覧ください。

それでは、本日の議題に入りたいと思います。まず、今回の海外調査を行うに至った背景や現状等についてまとめた資料を事務局に御用意いただいておりますので、冒頭に事務局からこれについて御説明していただいた後、それぞれの地域に関する調査報告をそれぞれの委員から行っていただきたいと考えています。

なお、今回は盛りだくさんの報告となっております一方、時間の関係もあるため、各班の御報告については、大変難しいと思いますが、概ね15分程度でお願いしたいと思います。同時に、皆様からの御意見や御質問については、各班の御報告の後に一括して行いたいと思いますので、この点も御了承賜ればと思います。

最初に、主税局吉野調査課長、よろしく申し上げます。

○吉野主税局調査課長

御説明申し上げます。

1 ページ目をご覧ください。今回の政府税調の海外調査報告を議論いただくに当たり、その参考のために、昨年10月14日の政府税調総会において岡村委員や上西特別委

員から御発言いただきました、近年の納税実務等を巡る環境変化についての現状認識と問題意識について、まとめています。

上段からですが、経済活動や決済手段の多様化・グローバル化の進展に伴い、税務行政においても、電子申告を含めた納税者利便の向上や適正公平な課税の実現に向けた取組を進めてまいりました。

しかしながら、中段にも書いてあるとおり、このような環境変化は今後も更に進展することが見込まれるため、中長期的な対応として専門的・技術的見地から検討を進めていく必要があるのではないかと考えられます。

具体的には、以下の二つの主な意見がございました。税務手続のICT化はまだ道半ばでして、政府の情報基盤やICT技術の活用により、税務手続の簡素化や高度化・効率化をより一層図れるのではないかというお話。それから、言葉を補いますが、シェアリングエコノミーに代表されるような経済活動の多様化が進む中で、適正公平な課税を実現、ひいては納税者の制度への信頼性向上を実現していくためには、何らかの制度的な対応も必要なのではないかといった問題意識をお示しいただいたところでした。

2 ページ目です。先ほど中里会長からも御紹介がありましたとおり、このような問題意識を踏まえて、1月27日の政府税調総会におきまして海外調査について御提案いただき、委員の皆様方の御了承をいただきました。これを受けて、4月末から5月初め、連休の間、非常に御迷惑をおかけしましたが、委員の方々と事務局で、アメリカ・カナダ、イギリス・フランス、エストニア・スウェーデン、韓国に御出張いただきまして、今日御報告いただくことになっています。

3 ページ目に移ります。政府税調ではそのような御議論を進めていただいていたところでしたが、その後もしくはその最中と言った方がよろしいかもしれませんが、政府税調以外の政府の会議の場、具体的には規制改革推進会議になりますが、そちらで様々な議論が行われましたので、事務局より御説明させていただきます。

大田委員が議長をされています規制改革推進会議で行政手続に関する議論が行われ、この度、先日5月23日になりますが、規制改革推進に関する第1次答申が取りまとめられました。その中で税務手続においても触れられていますので、御紹介します。

大きく分けて主に2点です。少し字が小さくて恐縮ですが、下段の右側を御覧いただきたいのですが、電子申告に関する部分です。上段には、政府全体の取組として、行政手続コストを2020年までに20%削減するというところで、政府全体として取り組みなさいという御指示をいただいているところですが、国税、地方税につきましては、下段の右側にありますとおり、税務訴訟における立証責任が課税当局側にあること、軽減税率・インボイス制度、国際的租税回避等の対応に伴い、事業者の事務負担が大幅に増加することが不可避であること、更には、諸外国における税分野における行政手続コストの削減の要因というか、経験が、多くの場合、電子申告の利用率の改善であったこと等を踏まえ、①、②と下線を引いていますが、大法人については、電子申

告が義務化されることを前提として、法人税・消費税の申告について、電子申告の利用率100%とすることとしております。後ほどグラフが出てきますが、大法人の利用率は現在52.1%です。中小法人については、当局の勧奨や使い勝手の改善により法人税・消費税の申告について、電子申告の利用率85%を目指すこととされています。現在は75~76%程度です。

これにつきましては、その更に下にあるとおり、e-Taxの使い勝手の大幅改善と併せまして今後取り組んでいく課題と考えており、政府税調でも御議論をいただくことになろうかと思っています。

なお、左側の下段にある下線部分、「『従業員の納税に係る事務』については、」という部分があります。具体的には、雇用主における年末調整事務を指していますが、これについては、引き続き規制改革推進会議の別のワーキンググループで議論することとされ、議論が先日まで継続したところです。後ほど御報告します。

4 ページには、先ほど申し上げた数字が書かれており、赤いグラフが法人税申告における電子申告の利用割合ですが、全体の75.4%となっています。そのうち大法人、大規模法人については52.1%にとどまっているということです。

5 ページは、諸外国における法人税の電子申告の状況について整理したものです。本日の出張報告の中でも登場する国が多く載っており、そこでも電子申告の義務化について多少議論が出るかと思しますので、まとめていますが、報告の後、全体を俯瞰いただく時に御利用いただければと思います。

6 ページです。先ほど申し上げたとおり、従業員の納税に係る事務、具体的には雇用主における年末調整事務のことですが、規制改革推進会議の投資等ワーキンググループで議論を続けてきました。先日取りまとめられた5月23日の第1次答申の中では、以下のように触れられています。

まず、文章の1行目辺りからあるとおり、源泉徴収制度・年末調整制度について、所得税の納税者の多数を占める給与所得者の納税手続を簡便化し、社会的なコストを抑制する仕組みとして長年用いられてきて定着してきたという評価をいただいています。そして、その後、やはり雇用者にとって事務負担も多いであろうということで、簡素化すべきといった指摘をいただいています。

最終的には、平成29年度に検討を進め、結論を得るべき事項として、中段の「したがって」の辺りからです。「ICTの一層の活用等により、被用者・雇用者を含めた社会全体のコストを削減する観点から、電磁的な方法による年末調整関係書類の提出を原則全て可能とすることについて、関係者の意見も踏まえて検討し、結論を得る。その際、被用者が電磁的に交付された控除証明書を活用して簡便に控除申告書を作成し、雇用者に提供することかできる仕組みの構築についても検討し、結論を得る。」とされています。

これについては、現在想定されている情報の流れを全て電子化します。そのために、

いわゆる控除申告書を作成するためにも国税庁から一定のシステムを提供するといった検討を平成29年度に進め、結論を得なさいという御指示です。

更に、年末調整の将来像としては、最後の黒ポツのところです。「今後、マイナポータルと関連事業者や雇用者との間で効率的に情報の連携を行う仕組みの整備、及び必要な法制上の措置を前提として、保険料控除・住宅ローン控除といった各種控除に係る情報をマイナポータルに通知し、当該情報を控除の証明書として活用する枠組み等を検討すること、などについて、その可能性及び方策を、関係者の意見も踏まえて検討し、結論を得る。」というように、将来像についても一定の方向感の下で検討をすべきという御提言をいただいています。

このような御提言があることを踏まえて、7ページです。現在の日本の年末調整について若干御紹介しています。今回の出張報告においても、年末調整を採用している国がいくつかあり、そこで比較論が出てきますので、御紹介したいと思います。

年末調整は毎月の源泉徴収税額の累積額と、年間を通じた給与所得に係る年税額の差を12月に精算するという仕組みですが、現在、適用者が4,300万人、このうち生命保険料控除の適用者が3,100万人、住宅ローン控除の適用者が300万人となっています。

手続の流れについては、左側です。控除関係機関から従業員の方に控除証明書が送付されてきます。税法上、保険料控除証明書については、平成30年分から電子媒体の送付が可能とされています。

その後、②ですが、その控除証明書を基に従業員の方は控除申告書を作成して控除証明書とともに雇用主に提出していただきます。この手続は、今のところ、税法上、控除申告書については電子媒体で提出することは可能ですが、それとともに併せて添付して出していただきます控除証明書については電子媒体の提出が可能とされていません。

③です。これを受けて雇用主は、控除証明書と控除申告書を併せて、控除申告書に記載誤り、計算誤りがないかどうかを確認の上、最終的に年末調整をしていただきます。雇用主の方は税務署に対し源泉徴収票を提出するとともに、従業員の源泉納付または還付を行っていただくこととなりますが、税務署に雇用主から出していただく源泉徴収票については、税法上、電子媒体の提出が可能とされています。

右側には、年末調整の日程感を記載しています。

続きまして、8ページです。諸外国の比較をしていただく時に、年末調整がある国と年末調整を行わない国が今日の報告の中で出てきますので、課税体系の観点から比較論を御説明した方がよろしいかと思ひ資料をつけています。

諸外国の所得税に係る賦課・徴収のあり方を比較する際の主なメルクマールとしては、給与所得課税について総合課税、金融所得と合算の上、税率を適用しているのか、そもそも分離課税なのかといった点が挙げられるかと思ひます。

8ページに記載している年末調整がある国については、網かけをしています。主

に分離課税を採用している国、日本、ドイツ、韓国となります。最終的には金融所得も含めた総合合算の上で確定申告を行う必要が生じづらい、ないしは、雇用者において被用者と密接な、もしくは継続的な関わりがあり、課税の基礎となる給与情報を直接雇用主の方が保有しているため、年末調整で関係を終了するという傾向が強いということが言えるかと思えます。ただし、例外としては、今日の報告にも出てきますが、総合課税を採用していながら年末調整を採用しているイギリスもあります。

続きまして、9ページです。こちらは年末調整を採用していない国々ですが、主に金融所得を含めた総合課税を採用している国として、エストニア、フランス、カナダ、アメリカがあります。最終的には金融所得も含めた総合合算の上、確定申告を行うことが原則義務になっていますので、通常、年末調整は採用されない傾向にあります。例外としては、分離課税を採用していながら、記入済み申告書を採用しているスウェーデンがあります。

他方、年末調整を採用していない9ページの国々の中で、納税者しか知り得ない情報が多いことを前提に、納税者利便の向上の観点から、限定的ではありますが、課税当局が把握している情報を記載した記入済み申告書を納税者に提供して、それを基に納税者が確定申告を行う、ある意味、納税者サービスを行っている国としては、スウェーデン、エストニア、フランス、カナダがあります。源泉徴収を前提として、課税当局はあまり納税者サービスをしません。申告代行業者の支援の下で、納税者が、主に還付申告であると思えますが、確定申告を行う国としてはアメリカという国がありますといったような分類になっているかと思われます。

10ページ、最後のページになります。源泉徴収制度を含めた被用者の納税に係る事務負担のあり方についてイメージ図を御用意しています。この資料は、規制改革推進会議のヒアリングでも御提供させていただいた資料を若干簡素化したものです。ここにあるとおり、上の四角ですが、源泉徴収・年末調整制度は、租税原則、人口規模、課税体系を踏まえ、課税の基礎となる給与情報等を直接保有し、被用者と密接かつ継続的に関わりのある雇用者において、源泉徴収税額の過不足を調整することが効率的と考えられる場合に適しており、同様の課税体系を有する諸外国においても、長年にわたり採用・継続されている制度です。

このような年末調整事務の流れについて、そのあり方を検討するに当たり、先ほどの規制改革推進会議の第1次答申でも触れられていましたが、ICTの一層の活用等により、被用者・雇用者を含めた社会全体のコストを削減する観点から議論していただければと考えていまして、この資料を提供しています。

資料につきましては以上ですが、これから委員の方々に御報告をいただくに当たり、今まで御紹介した電子申告や年末調整事務といった項目以外の観点も触れられていますので、一言言及させていただきたいと思えます。

具体的には冒頭のページのシェアリングエコノミーなどの新しい経済取引といった

問題意識もありましたので、そのような新たな経済の拡大、それに伴う副業、兼業の増加に代表されるような働き方の多様化、様々な事情が諸外国でも生じているようです。

各国とも新たに確定申告を行う者が増えることも予想される中で、ICTの更なる活用を通じて、電子化・簡素化を税務行政全般について進めるとともに、新たに確定申告を行う納税者にとって、なるべく容易に簡便に確定申告を行っていただく、快適に確定申告を行っていただくためにどのようにしたら良いのか、全ての納税者にとって利便性の高い税務手続はどのようなものなのかということについて、各国とも様々な工夫を凝らしているようです。それについても、背景にある各国の歴史、文化、経緯も含めて、様々ですので、その辺りにも御留意いただき、これから御議論いただければと思っています。

事務局からは以上です。

○中里会長

ありがとうございました。

それでは、各国、各地域の報告に移ります。最初にエストニアとスウェーデンについての調査報告を林特別委員、お願いします。

○林特別委員

私は中里会長と御一緒して、5月初めにエストニアとスウェーデンに行ってまいりました。中里会長は御司会ということで、僭越ながら私から御報告させていただきます。

資料は総10-2、報告書は総10-3を御覧いただければと思います。報告は、資料総10-2に従って行います。

なお、今回の調査では、予備調査、本調査において、財務省、国税庁、総務省の方々にお骨折りいただいていますことを申し添えておきます。

まず、エストニアについてです。1ページを御覧ください。今回の調査では、ICTの活用を含めた納税者利便の向上等に向けた取組と、新しい経済への対応を含めた制度の信頼性向上に向けた取組について、インタビューを中心とした調査を行ってきました。

概要を1ページ目に示しており、上の枠の部分に特徴的な取組を示しています。

資料の説明に入る前に、エストニアの特徴を若干申し上げておきたいと思います。エストニアは、御存知のとおり、1991年に旧ソ連から独立した人口131万人の国です。国民に効率的に行政サービスを行き渡らせるため、独立以降、政府が様々な手続に関する電子化を推進してきました。また、独立からほどなく、ICTの活用により国を発展させていこうという国民意識が合意形成されているように思われます。

実際に、国民は個人番号を通じて、一つのポータルサイトからかなりの部分、例えば、選挙、教育、医療等、様々な行政手続やサービスの利用をすることができるとい

うことになっています。このような電子的行政サービスが社会インフラとして国民に定着していることが大きな特徴であると思います。もう一つは、1991年に共産国から独立したということで、市場における制度的なレガシーがなかったということも一つの要因かと私は思っています。

続きまして、このような電子化の一環として、税制については2000年に電子申告を導入しています。上の枠の部分ですが、納税者利便の向上等のため、2001年から、先ほども御説明がありました記入済み申告書を導入しています。具体的には、雇用者等から集まった情報を国税庁があらかじめ申告書に記入して、納税者に提供するというサービスです。

次の項目ですが、制度の信頼性向上に向けた取組として、公平な競争環境と適正な課税環境の確保のため、2014年から事業者が付加価値税の申告書を提供する際に、合計1,000ユーロ以上の取引相手に係るインボイス情報を記載しています。そのほか、2014年から、法人事業者、個人事業者の納税額等が公表されているということです。

2 ページ目を御覧ください。これは記入済み申告書についての説明になります。まず、エストニアの所得税ですが、給与・利子については源泉徴収を行っており、金融所得も含めた総合課税ということになっています。また、税額の確定・精算手続は確定申告を通じて行われます。確定申告は義務で、無申告者には過料が科されるということになっています。そのため、納税者の確定申告の利便性向上のため記入済み申告書が導入されたということです。

記入済み申告書には、雇用者から国税庁に提供された情報として国税庁が記入することになるのですが、その例として、給与、利子、源泉徴収額、各種控除額、国内公開株式の売却金額等が記入されています。ただし、事業所得、国外所得、キャピタルゲインの取得価額などは記入されていません。それに関しては、納税者が記入して確定申告を行う必要があります。

このページには具体的な流れが図で示されていますが、赤の矢印が金銭の流れとなっています。青の矢印が情報の流れです。ここから御覧いただけるように、国税庁が様々な機関から情報を受け取って、それを基に記入済み申告書を作成し、納税者サービスを行っているということになっています。

これも若干繰り返しになりますが、エストニアは「デジタル・バイ・デフォルト」という言葉を使って、デフォルトとして原則的に電子手続を行わなければならないということになっているようです。

記入済み申告書は、個人のポータルサイト上で電子的に提供されています。もちろん使えない方、使わない方もいるということですので、その場合は税務署に行って紙媒体を印刷して、手続を進めるということになっているようです。

初めから記入されている項目に修正がない場合は、クリックのみで確定申告が完了するというので、これはスマートフォンからも簡単に行うことができるということ

になっています。

例えば、源泉徴収時に、子供が2人以上いる場合等は、控除が考慮されていませんので、確定申告では還付申告の割合が高いということになります。還付は電子申告であれば、営業日でカウントですが、5日で還付されるようです。このような状況の下で所得税の電子申告割合は95%になっています。

3 ページです。ここは、制度の信頼性向上及び納税者利便性の向上に向けた取組に関しての御説明です。

エストニアでは、事業主からの法人税、社会保障税、付加価値税の申告書は毎月提出されるということになっています。エストニアの法人税ですが、これは法人所得に対する課税ということではなく、支払配当に対する課税ということになっています。

付加価値税の申告書ですが、これも先ほど触れましたように、合計1,000ユーロ以上の取引相手に係るインボイス情報が記載されるということです。この情報は、インボイスの発行側、受領側、両方から提供されて、国税庁でマッチングされるということになっています。

また、経済活動が多様化していく中で、制度の信頼性向上に向けた取組として、UBERから、運転手の同意の下、その運転手の収入の情報を受けて、それがそのまま記入済み申告書に反映する仕組みができています。これは今年の2017年から導入されていると伺っています。

加えて、新興企業や中小企業の経理、財務に対しては、そのサポートのため、納税システムとリンクした企業会計システムがあって、それは政府が提供しているということになっています。それによって、各企業は毎月の法人税や付加価値税等の申告書の作成、納税等を迅速、正確に行うことができるということ伺っています。

なお、法人税や付加価値税は、一定の要件の下、電子申告が義務化されています。この電子申告については、中小企業からも省力化の観点から要請があったものとインタビューから伺っています。

その他、法人・個人事業者の納税額等が公表されるということです。これも経済団体と納税者側から要望されたものと伺っており、納税者自身の信頼性を高められることから、納税者側にとってもメリットが多いと考えているようです。

4 ページ目は国税庁に共有されるデータをまとめています。

5 ページ目は、エストニアにおける様々な電子的行政サービス等について説明しています。ここから税制に限らず、電子的な行政サービスが国民に根付いていることが伺われるかと思えます。もちろん、このようなことが電子申告割合の高さにもつながっていると考えられます。

この表のうち、網かけ部分は電子政府のインフラに関わるところで、例えば、X-Road というものがありますが、これを通じて各機関が必要な情報を共有できるということになっており、ワンスオンリーを実現し、二重の情報提供や記入の必要がなくなって

います。これももちろん、国民の利便性向上と信頼性の向上の両方に役立っていると考えられています。

以上がエストニアでした。

次がスウェーデンです。6ページを御覧いただければと思います。スウェーデンの歴史的背景ですが、御存知のとおり、スウェーデンでは教会を通じた全数調査、人口統計が充実したというお話も御存知であると思いますが、教会がかなり情報を集めており、更にそれに加えて、教会が国家と分離する2000年まで、基本的に全ての国民が教会税を納めておりました。先ほど申しましたように、16世紀以降、教会が住民情報を管理していたので、これが個人番号の基になったと言われていています。要するに、教会に対して情報を提供して、税を納めるといった制度が昔から根付いていたようです。

個人番号に関しては、1947年に付番されて、法人番号は1975年に導入されたということです。個人番号は納税者番号として活用されるほか、各種の社会保障給付など、様々な分野において活用されています。

個人番号・法人番号・ポータルサイトを活用した様々な行政サービス・民間サービスが存在し、国民に根付いているということです。

枠の中の部分に入りますが、このような状況を背景に、納税者利便の向上等のため、1995年から、ここでも記入済み申告書が導入されています。この国でも同様に、雇用者等から国税庁に集まった情報を国税庁が納税者の利便性のために提供するという形をとっているということです。

また、公平な競争環境と適正な課税環境の確保のため、2010年から現金取引を行う事業者は法律に基づいて、政府が認証したレジスターを使用しているということです。これについてはまた後で述べさせていただきます。その他、課税所得は公開されるべき情報という観点から、税務署に行けば個人・法人の課税所得が閲覧できるという状態になっています。

7ページを御覧ください。記入済み申告書についてです。スウェーデンの所得税は、これも御存知のように、給与・利子・配当については源泉徴収を行っており、金融所得を含む資本所得は分離課税になっています。

税額の確定・精算手続は、納税者からの申告を基にした賦課課税方式です。申告は義務であり、無申告者には過料が科されるということです。

このような制度を背景として、納税者の申告の利便性向上等のため、記入済み申告書が導入されています。これは、雇用者が社会保険料を税務署に報告し、被用者がそれにサインするという既存の制度を拡張して導入されたと伺っています。

基本的にはエストニアと同じ仕組みで、この図に示されているとおり、国税庁が雇用者を初めとした関係機関から情報提供を受けて、それを基に記入済み申告書を作成して、納税者に提供するという形をとっています。

エストニアと違う点としては、スウェーデンは紙での送付が原則ということで、希

望者だけに電子送付される点が指摘できるということです。スウェーデンにおいては、一般的に紙のオプションを残すということは重要という考え方を採用しており、全ての税において電子申告は義務化されていないということです。ただし、エストニアと同様、修正がなければスマートフォンからでも簡単に申告できますし、電子申告をしていれば還付も早いということで、所得税の電子申告割合は77%となっています。

次に8ページを御覧ください。ここでは、制度の信頼性向上に向けた取組について御紹介しています。スウェーデンでは、一般的に国税庁がビジネスの情報を全て把握しようとするのではなく、事業者等が情報を適切に保存するように促しているという政策がとられています。必要に応じて情報提供を求めるという考え方が採用されているということです。

このような重要な例として認証レジがあります。これは2010年から、現金取引を行う事業者は法律に基づいて政府が認証したレジを使用しているということです。認証レジは、適正な領収証を発行するとともに、取引情報も記録・保存するという事になっていきます。この情報の読取り、変更というのは、国税庁だけが可能ということになっておりまして、国税庁は必要に応じてこの情報の提供を求めることができるということです。

また、制度の信頼性向上に向けて、業界との適切なコミュニケーションを行っており、そのコミュニケーションを通じて適切な納税と情報保存を可能にするよう促しているということです。

例えば、タクシー業界ですが、この場合は全てのタクシー運転手が乗務情報を民間の報告センターに報告して、国税庁は必要に応じて報告センターに情報提供を求めることができるといった仕組みがとられており、この仕組み自体は今年から導入されているということです。

その他、これもエストニアとほぼ同じであると思いますが、個人・法人の課税所得等が税務署で公開されているということです。スウェーデンには情報公開の伝統があり、既に国民の多くがそのような状況に慣れているといった歴史的、文化的な背景があるのかもしれませんが。

次に9ページ以降ですが、これもエストニアと同様、国税庁に共有される情報をまとめています。

10ページ以降は参考資料ですので、適宜御参照いただければと思います。

以上で私からの報告とさせていただきます。

○中里会長

ありがとうございます。

続きまして、韓国についての調査報告を田近委員と上西特別委員からお願いします。

○上西特別委員

次に韓国について、海外調査報告について御説明させていただきます。

韓国については、田近委員と私とで出張しました。今回は、執行面の技術的な点が多いテーマですので、私の方から中身をまず説明させていただき、その後で田近委員から補足コメントをいただくという形で進めたいと考えています。

韓国の所得税は、御案内のとおり、日本と構造がよく似ています。1975年から、給与等は累進税率による総合課税となっています。金融所得は比例税率による分離課税となっています。給与所得者は源泉徴収・年末調整で税務手続が完結するという仕組みを採用しています。

韓国では、朝鮮半島が南北に分断された歴史から、日本のマイナンバーに相当する住民登録番号が1968年という比較的早い段階で導入されており、定着しているところです。また、1997年に経済危機があり、IMFから支援を受けた経緯もあります。そこで、国税庁に質・量ともに十分な情報が集まる仕組みが構築されています。国税庁はそれを名寄せして納税者に提供する形で、納税者の利便性向上に役立てています。

まず、1ページを御覧いただきたいと思います。韓国では、年末調整手続のオンライン化を徹底的に進めるなど、積極的に納税者利便の向上策に取り組んでいます。同時に、このような取組が可能な背景ですが、年末調整のための控除対象データ、インボイス、クレジットカード情報などが国税庁に電子的に集まる仕組みが採用されています。制度の信頼性向上策としても、かなりの水準で実施されていると認められます。

資料の左側です。納税者利便向上策の一点目は、次のページで詳しく説明させていただきますが、年末調整に必要な控除対象データがHome Taxと呼ばれる国税庁のサイトに集約されています。そうすることによって、手続が非常に簡素化されているところです。

二点目は、国税庁に集まった所得情報を納税者に提供しているという点です。支払調書に基づく所得情報はHome Tax上で納税者が利用でき、年末調整後に確定申告が必要な場合には追加項目を入力することにより、電子申告が可能となっています。

また、日本と異なり、不動産登記簿に取引価格も記載されています。登記所から提供されるこのような情報を基に、国税庁が譲渡所得に係る所得税の申告手続等を納税者に案内する仕組みも導入されています。

三点目でありましてけれども、個人の零細事業者に限定してではありますが、記入済み申告書が導入されています。零細事業者の所得税は業種に応じた概算課税が制度として採用されています。クレジットカード利用情報等を基に、国税庁が売上金額を集計し、経費率を掛けて記入済み申告書を作成し、それを納税者に提供するという仕組みです。

最後の四点目ですが、電子申告は義務付けられているわけではありませんが、利便性の高さ等を背景に電子申告率が非常に高くなっています。

右側ですが、制度の信頼性向上に向けた取組は、3ページで詳しく御説明しますので、そのうちの三点だけ御説明したいと思います。

まず、給与の源泉徴収票についてですが、金額の基準に関係なく、全て国税庁に提出されています。また、先ほど、利子・配当は原則分離課税と申し上げましたが、一定額以上については総合課税の対象となるという仕組みとなっていますので、これらの調書も金額の基準に関係なく、全て国税庁に提出されます。

下から二つ目ですが、課税資料提出法というものがあります。行政機関等の保有情報について、従前は日本と同様に必要に応じて個別に資料提供を要請していたのですが、包括的な根拠法が必要との問題意識があり、2000年に制定されています。

最後に、例えば電子インボイスの提出が遅れた場合は、発行額の0.5%の加算税が課されるようになっていきます。裁判所の手続を経ないで提出を促す仕組みが設けられていると考えられます。

次に、納税者利便策の代表例として、Home Taxを通じた年末調整制度について御説明します。2ページです。まず、簡素化が進んだ背景についてですが、クレジットカードの利用額や教育費、このようなものについての控除制度があり、所得税の控除は種類が日本よりも非常に多いことが指摘されます。しかも、日本では年末調整の対象となっていない医療費控除なども含めて、全て年末調整で精算するという仕組みです。

そのため、従来は従業員が休暇をとって、各控除証明書の発行機関を回って証明書を集めなければならない状況となっており、社会的なコストが深刻であったということが指摘されていました。これが左側の図です。

次に右側の図を御覧いただきたいと思います。このようなコストを削減、節減するために、2006年に病院や保険会社などが国税庁に控除データを登録し、各納税者のHome Taxに集約される仕組みが導入されています。従業員はそのHome Tax上の情報を確認して控除申告書を作成し、多くの場合は1月末までに雇用主に提出します。提出を受けた雇用主は、その提出された控除申告書や給与額などに基づいて税額を計算して、年末調整を実施するという形になります。

年末調整が定着している中で、従業員、雇用主、課税当局、またそれらの証明書を発行する控除関係機関を含めた社会全体のコストを削減するための取組としては、一つのあり方と考えられると思います。これら大量のデータを短期間で名寄せする必要があるため、控除関係機関の登録するデータは番号付きで電子的に提出することがほぼ義務付けられています。

このように年末調整の利便性を高めた結果、現在では経済界や国民から、年末調整に対する不満の声は出ていないということでありました。

地方の所得税は、国の所得税額の10%を付加する付加税であり、雇用主が天引きした上で、日本のように従業員の住所地ではなくて、雇用主の事業所の所在地の自治体に納付するという仕組みであります。そのため、別途の事務負担が大きく生じていないという点が特徴であると思います。

3ページですが、制度の信頼性向上に向けた取組として、情報提供について大きく

フロー関係が上半分、ストック関係が下半分に分けて、情報の流れについて御説明したいと思います。

まず、フローのB to B取引ですが、零細事業者以外はインボイスの電子化が義務付けられています。発行の翌日にはオンラインで国税庁に提供される仕組みとなっています。更に、B to Bで行われる土地等の非課税取引も、計算書の発行、提出が義務付けられています。

B to C取引についてですが、クレジットカードの取引記録が業界団体を通じて国税庁にオンラインで毎日提供されます。また、現金取引についても、小売店の専用端末を通じて現金領収証というものを発行すれば、その情報がオンラインで国税庁に提出されます。現金取引をこれらの取引に誘引するために、取引額に応じた所得控除の仕組みが設けられています。

また、新しい経済に代表されるC to Cの取引についてです。このような分野の経済規模は韓国では大きくないとされています。そのため、取引がカード決済の場合は情報が国税庁に集まるため、特段の対応というものは実施されていません。課税資料提出法も原則行政機関が対象となっています。そのため、仲介業者に情報提出を求められないという仕組みになっています。

ストックについてです。左側の金融資産については、金融資産から生ずる利子・配当等の情報が金額の制限なく国税庁に集まっていますが、預金残高のストック情報については自動的に集まる仕組みにはなっていません。

韓国で導入されている勤労奨励税制は、金融資産等のストックに関する要件が課されていますので、実際にその税制が適用される際には、基本的には国税庁に情報が集まる仕組みとなっているのですが、金融資産については金融機関より国税庁に個別に情報提供がされているという状態です。

番号付きで提出された資料情報は、国税庁でマッチングされ、取引事実のクロスチェックや申告等の適正性の確認に活用されています。

次の4ページですが、3ページの内容を表形式にしたもので、重複しますので説明は割愛させていただきます。

5ページです。今回のテーマとは直接関係はないのですが、韓国で最近行われた所得控除を税額控除化するという点についてです。現地でも話題になったので紹介させていただきます。

再分配機能の向上等を目的として、2013年改正で医療費や教育費などの政策的な控除が税額控除化されました。しかし、これが適用された2014年分の所得についての年末調整時に、一部の勤労者の税負担が増加するという混乱が生じました。そこで、控除額を増加させる補完対策も実施されています。その結果、勤労者の約半分が所得税を納めないという状況にもなったということです。この分野については強い問題意識を持っているようでありました。

最後に、感想めいたものを申し述べたいと思います。私自身が所属しますのは近畿税理士会ですが、近畿税理士会は韓国の釜山地方税務士会と交流をしています。毎年、相互に訪問して意見交換を行っているのですが、韓国側から日本の税制を勉強して頑張っていて追いつきたいという発言をよくされるのです。しかし、今回の出張のテーマである税務執行や電子化といった分野については、日本よりも遙かに進んでいるという印象を受けたところです。

韓国のようなインボイスやクレジットカード情報が国税庁に集まる仕組みは、韓国の経済、社会的な歴史を背景に実現されたものです。そのため、どの国にもそのまま適用され得るものではないのですが、執行を含めた税制に対する国民の信頼性向上に向けた取組を通じて、当局に集まった税務情報を納税者に還元するという一方で、納税者利便を著しく向上させている先進的な事例になると思います。そのような点で、大変興味深い点が多くありました。

以上で報告を終わらせていただきます。

○田近委員

上西特別委員から、今、韓国の納税関係について説明いただいたので、重複することは申し上げませんが、まず、出張に当たって同行いただいた財務省と国税庁と総務省の皆様、それからソウルの大統領館の人に感謝したいと思います。というのは、今、韓国の主要な官庁はソウルになくて、世宗市というところにあって、マイクロバスを借りてそこまで行って、そこで現地で1泊して帰ってくるということで、そこが結構大変でしたが、私の方からは一点補足させていただきます。

今日の資料の参考資料の9ページをお開きいただきたいのですが、韓国は日本の制度と似ているわけですが、一つの 이슈は年末調整をどのように考えるかということで、9ページの表は韓国と日本の年末調整について書いてあり、その箱の上の方に、韓国も日本同様にと書いてあり、ただし、各種控除の対象となる支出が12月末まで行われることから、年末調整は年が明けてから調整します。分かりやすく言うと、2月に年末調整は終えて、そこで納税が終わる人はそこで完結します。そうではなくて、日本と同じで、更にそこから確定申告をする人は5月に行います。そのような仕組みになっています。

ポイントは、年末調整をする時に納税者側にどれだけの情報があるか、それが使えるかということと、実は5月の段階で年末調整が終わって、確定申告をする人には、納税上、年末調整でやりとりした情報がそれぞれのHome Taxシステムに反映されるということで、それを使って納税の便宜が図られています。

次のページですが、それでは年末調整の時にどのくらい納税者の利便性を高めているかということ、先ほど申し上げたように、韓国は所得控除から税額控除に移っていますが、ここで示したものの、つまり保険料、住宅ローン、医療費等はデジタルでやりとりができます。実は、この制度が安定的に運営されている、国民から受け入れられて

いる一つの理由として、特に医療費控除の話をお聞きしました。

従前は、医療費の支出を知るために1日会社を休んだりして、医療機関を訪ねて歩かなければいけませんでした。それがここに入るようになったということで、第一はやはり年末調整における納税者の利便性をしっかり高めること。それから、その情報を今度5月の確定申告にはそれがデジタルに入ってくること。そして、5月に入ってきて何が必要か。これで終わりにしますが、先ほど吉野調査課長からシェアリングエコノミーのことがありましたが、韓国は勤労税額控除制度を行っています。つまり、課税最低限以下の人たちに手を差し伸べるわけですが、そのようになると、このようにデジタル化をしなければいけなくて、5月の段階の情報を基に勤労税額控除を行っています。そして、将来的にというか、次年度等で勤労税額控除対象と思われる人には国税庁の方からお知らせをします。そのような二段構えになっているということでした。

彼らは、我々が国税庁と言っていたのですが、英語で言うとナショナル・タックス・サービスであるということをお国税庁の人は何回か強調していました。

以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

続きまして、アメリカとカナダについての調査報告を岡村委員と沼尾委員、お願いします。

○岡村委員

それでは、アメリカ、カナダの報告をさせていただきます。

今回の調査では、沼尾委員、私とともに主税局及び国税庁、総務省からも一緒に行っていただきました。大変お世話になりました。また、現地の大使館の方々にも大変お世話になり、感謝します。

では、まずアメリカから報告させていただきます。アメリカは「代表なくして課税なし」の言葉に端的に示されるように、イギリスの植民地経営に対する代表権を巡る争いをきっかけとして独立、建国した国です。このような国の成り立ちから、アメリカ国民の意識の中では、代表権や基本的人権と納税が強く結びついており、租税は国民自らが勝ち取った権利を守るために支払うべきものといった意識が根付いた結果、これがアメリカの民主主義を支えているというように考えられます。したがって、納税等の義務は権利と表裏一体であり、このバランスを欠く、つまり義務、納税を履行しないことはアンフェアであり、容認し得ないといった意識も同時に浸透しているように思われます。

そして、このような歴史的、文化的特徴を踏まえて税務手続、行政を俯瞰してみると、義務の主体である個人が、その義務を履行するために自ら手続を行うことを当然の前提としています。それから、義務の不履行によって国民の間にアンフェアな状態

を生じさせないよう、当局はその防止や是正が強く求められるといった傾向が特徴として浮かび上がってきます。このような固有の歴史的、文化的風土にも留意しつつ、報告を進めたいと思います。

資料は総10-6ですが、この1ページを御覧ください。上部枠内に調査結果のポイントを四点記載しています。まず所得税に関しては、基本的には包括的所得を課税ベースとし、給与所得等に配当・キャピタルゲインに係る所得を合算する総合課税を実施しています。詳しくは資料に示していますが、そのため、所得のある人は全員が確定申告をすることになります。また、源泉徴収についてはあまり積極的ではなく、居住者に支払われる利子・配当は源泉徴収を受けません。給与は源泉徴収を受けますが、年末調整はありません。自分の税金は自分で払うという考え方です。

こうした中で、古くから確定申告に係るビジネスが確立しており、一定規模の産業となっている点に特徴があります。外国の記入済み申告書のように、納税者利便の向上に向けた公的な取組はあまり目立ちませんでした。

二点目の特徴ですが、既に個人、法人とも電子申告、電子納税が普及しており、帳簿作成や領収書保存等についても電子化が進展しているようです。

三点目ですが、アメリカでは日本の国税庁に当たる内国歳入庁（IRS）が多様な法定調書や他省庁及び州政府、地方政府との間の情報連携によって集まった情報に基づくマッチングを実施しており、例えば連邦による住宅ローンの未払額と州所得税の還付金との相殺を行うといった様々な行政に活用されている点が特徴的でした。

最後に四点目ですが、シェアリングエコノミーやフィンテック等、経済活動が多様化していく中、納税者の信頼性向上に向けた取組としての情報提供を進めていくことは、アメリカにとっても今後の課題であるとの認識が示されました。これらの点につきましては、枠下（1）（2）部分に概要をまとめています。

次ページ以下では、その詳細を御説明したいと思います。

2ページを御覧ください。税務に係る情報提供の仕組みをフロー、ストック、行政機関からの情報に分けて図示しています。「B to B」や「B to C」が、クレジットカードや現金1万ドル、円換算で108万円超の決済であると、事業者が法定調書で情報提出を行います。また、個別の調査は一般的な任意の質問検査に加え、内国歳入庁がサモンズを発出し、納税者に税務署への来庁や資料の提示を求めることも行われます。

また、シェアリングエコノミー等に代表される「C to C」は、例えばカーシェアリングが役務提供とみなされれば、600ドル、日本円で大体6万5,000円以上の役務提供の対価に関する法定調書、「Form1099-MISC」の提出が求められることとなります。もちろんこの場合、支払者に情報を忘れずに提供してもらわなければなりませんので、IRSはこのような点も踏まえ、シェアリングエコノミーに関連する税制の納税者への周知を図るなどの取組を行っているとの話がありました。

また、顔の見えにくい納税者ではなく、その仲介者が顧客情報等を当局に提供する

いわゆるジョン・ドゥ・サモンズの仕組みもあります。最近では、ビットコイン取引所、これはコインベース・コーポレーティッドという会社ですが、これに対して顧客情報のリスト提供を求めて行った事例というものがあります。これは現在、係争中になっていると思います。このことは資料の11ページに示してありますので、また後ほど御覧ください。

シェアリングエコノミーへの適用事例は、今のところ確認できませんでした。

3 ページ目に移りますが、先ほど御説明しました情報提供の仕組みに関連して、上段では日本にはない法定調書の例を、下段については、先ほど御説明した質問検査権等の個別の調査について簡単にまとめています。

以上のとおり、納税については第一に、基本的には純粋な申告納税制度の下、個人を含め全ての納税者が確定申告を行うことを当然と捉え、納税者利便向上に特化した公的なサービスはあまり見られないものの、民間ビジネスが納税者の利便向上に貢献しているという姿が見られました。

第二に、フェアな環境で納税が行えるよう、納税者は支払等に関する様々な情報を当局に提供し、また、IRSは連邦政府内、それから、州政府との間で情報を共有し、これを、税務を含む様々な行政手続に活用していることが分かりました。更に、シェアリングエコノミーやフィンテックといった新しい経済が現れる中、顔の見えない納税者の情報を第三者たる仲介者が提供する仕組みも活用して、税務行政の信頼性の向上、維持に取り組んでいることが分かりました。

以上がアメリカです。

それでは、カナダについての報告に移ります。このカナダという国はアメリカと同様、移民の国であり、フランス、イギリスの植民地から独立していますが、革命や独立戦争といった手段ではなく、長い年月をかけて穏やかに独立性を強め、発展してきた国である点がアメリカとは大きく異なります。このような政治風土の違いから、アメリカが国に対する権利、義務の関係を徹底的に意識するのに対し、カナダは国民の間の平等を重視し、国に対しては強い遵法精神を持ち、国が積極的に国民生活に関与をし、サービスを提供することを求めるといった傾向があると思われれます。これを納税実務に当てはめると、政府には納税者利便向上のための様々なサービスの向上が求められること、また、平等を守るという観点から、制度・執行の両面からの適正公平な課税が求められ、そのために当局が採る手段については高い遵法精神の下で受け入れられているといったことになるかと思われれます。

それでは、4 ページ目を御覧ください。上部枠内に調査結果のポイントを四点記載しています。まず、所得税は金融所得を含め純粋な総合課税を採用しており、申告納税制度の下、全ての個人が確定申告を行い、年末調整はありません。このため、納税者利便の向上のため、近年、法定調書等により雇用者等から集まった情報を税務当局であるCRA (Canada Revenue Agency) があらかじめ申告書に記載し、提供する、いわ

ゆる記入済み申告書を導入しました。

二点目ですが、カナダも確定申告に係る手続全般で納税者の利便性を考慮した電子化が進展しており、電子申告、電子納税の普及率も高いということでした。

三点目ですが、アメリカと同様にCRAが、法定調書や省庁間及び連邦・州間の情報連携によって集まった情報のマッチングをしています。税還付金と負債・学生ローン未払額との相殺を行う等、様々な行政への活用がされているとのことでした。

最後に四点目ですが、経済活動が多様化する中、どのようにして税務行政の信頼性を高めていくかはアメリカと同様、今後の課題としながらも、例えば、インターネットオークションを仲介する運営会社が利用者情報等を当局に報告した例があるとのことでした。

5 ページ目に移りますが、ここでは記入済み申告書の仕組みを図示しています。記入済みとなるものは既存の制度上、税務当局が入手した給与や金融所得等の情報に限られており、納税者はキャピタルゲインの取得価格、例えば株式の買った値段、それから、諸控除の適用に必要な情報等、相当程度の情報を自ら記入して確定申告する必要があります。

控除の種類が非常に多い一方、控除に係る情報は自ら記入する必要があるため、納税者は確定申告時に本来適用できる控除を見逃してしまうといったことを恐れて、結局、代行業者に頼るといったケースも多いようでした。

6 ページ目ですが、電子申告の普及に向けた取組をまとめています。CRAでは、様々な電子申告の普及促進施策を実施した結果、電子申告割合が9割近くまで上昇しています。これら施策の中でも興味深い手法として、行動経済学のナッジの方法を用いているとの話がありました。

ナッジとは、英語の動詞で、もともとは人の体を軽く押すといった意味です。個人の選択の自由を残しつつ、特定の行動に誘導することで目的を達成しようとするもので、右下にビュッフェでの実験例を記載しています。この実験では7種類の食品、チーズエッグ、ポテト、ベーコン、シナモンロール、ローファットグラノーラ、ローファットヨーグルト、フルーツ、これらをカロリーの順番に並べた結果、先に並べたものからみんなたくさん取るということが分かったので、より健康的な食生活をするために食品の並び順を変えれば良いのではないかと、このような結論が出たというわけです。

CRAは、このようなナッジの手法を税務行政に取り入れています。CRAは電子申告を促すレターを納税者に送る際、「はがきは読まずに捨てられてしまったが、茶封筒を送った際には効果があった」と話していました。恐らく、はがきの場合には一瞥して内容がわかり、捨てる判断が瞬時にできてしまうのですが、茶封筒の場合には一見ただけでは国税当局からレターが来たということまでしか分からないため、納税者は恐る恐る封筒を開けて中身を確認する必要があるというところがミソなのであろう

と思います。

ナッジはもともと行動経済学における考え方ですが、法律の世界でも例えば行政法で誘導行政などとして議論が進められています。また、米国ではオバマ政権時代にハーバードロースクールのサンスティーン教授を招聘して施策を進めたということでした。

7ページ目を御覧ください。カナダも一定数の法定調書が存在しますが、アメリカほど種類は多くありません。また、一定の要件を満たし、裁判所の許可を得ることができた場合に限り、不特定の調査対象者に関する取引情報を第三者が提供する仕組みが存在します。4ページ目で御説明したインターネットオークションの運営会社が不特定の利用者情報を当局に提供した例は、この仕組みを利用したものです。

以上まとめますと、第一に、ナッジの手法を含むあらゆる手段で電子申告を普及させ、また、記入済み申告書を導入する等、納税者利便の向上に積極的に努めていることが分かりました。他方、このようなサービスの前提となる情報そのものの提供を積極的に求めているわけではなく、サービスの効果は限定的との印象も受けました。

第二に、資料情報については日本と同程度の情報が提供されているにすぎないのですが、連邦、地方内での情報のマッチングが行われているほか、シェアリングエコノミー等、経済活動が多様化する中で、税務行政の信頼性向上に向けた取組の一環として、情報提供要請の取組も進みつつあるとの印象を受けました。

以上ですが、沼尾委員から補足がありましたらお願いします。

○沼尾委員

それでは、手短かに三点申し上げます。

まずアメリカ、カナダですが、エストニア、スウェーデン、韓国などとは状況が違って、それぞれの機関が個々にデータを保有していて、それをアメリカであればIRS、カナダであればCRAが必要に応じてデータを持っている機関からデータをもらうわけですが、その時に社会保障番号でデータとデータを結びつけて、処理した後はその受け取ったデータを全部デリートするという仕組みをとっており、それぞれのデータの取扱いに関する権限と責任がそれぞれの省庁で明確化されていて、分散型で情報管理をしながら、必要なところのデータを税務当局が持ってくるという点が非常に印象に残りました。そこは他と少し違う点であると感じました。

もう一つは、システム開発をする業者との関係ですが、利便性の高いシステム開発を民間の競争によって促しつつ、税務当局がそれぞれのシステムについて認証を行っており、認証されたものの中から、各人が採用するものを決めるということも非常に印象的でした。

もう一点だけですが、カナダの場合は州税を連邦が徴収するという一方で、連邦と州で協定を結んで、連邦がそれを代行するという仕組みも導入されているのですが、そのような形で税務行政の効率化ということを図りつつ、同時に州ごとの税の独立性、

多様性というものも担保されていて、効率性ということと多様性というもののバランスが図れていたというところが、大変印象に残った点です。

以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

続きまして、イギリスとフランスについての調査報告を増井委員と土居委員からお願いします。

○増井委員

連休に土居委員と私で出張しました。事務局の皆様にご尽力をいただきました。

フランスとイギリスは、ドーバー海峡を挟んで非常に対照的でした。フランスは給与への源泉徴収を行わない中で記入済み申告書を導入していました。イギリスは源泉徴収を展開して、その徹底したデジタル化に取り組んでいました。

資料に入る前に、少し歴史的な背景を御説明します。

フランスの所得税は、1914年に申告方式で導入されました。当初は分離課税と総合課税が併存していました。その後、1950年代にかけて今日のような総合課税方式に統合されていきます。フランスは絶対王政の頃から中央集権的な統治機構を有する国です。今日でも地方税を国税当局が徴収していますし、納税者利便の向上策は全国一律に推進されているという印象を受けました。

また、いかにもフランス革命の国らしく、個人の権利を重視する国民性が制度に反映されています。個人のプライバシー保護に配慮する体制が整っており、近年、納税者が当局へ税務情報を提供する仕組みを見直した際も、この体制の監督の下で行われました。

資料の総10-8ですが、この1ページ目を御覧ください。上にある枠内がフランスの調査結果のポイント三点です。

一点目、日本の国税庁に相当するDGFIPと呼ばれる組織がポータルサイトを管理しています。このポータルサイトを通じて、個人及び法人が申告・納税に係る情報の取得や手続等を全て行えるよう、納税者利便の向上策が講じられており、電子申告の割合も着実に増加しています。

二点目、所得税に関しては、給与所得や金融所得などを合算して課税する総合課税方式を採用しており、また、個人ではなく世帯が課税単位です。このような制度の下で、納税者利便の向上を目的として雇用者等から提供された情報を、DGFIPがあらかじめ申告書に記入して納税者に提供し、税務申告を支援するサービス、いわゆる記入済み申告書を採用しています。

三点目、近年のインターネットを利用した脱税や課税逃れなどの新たな問題に対応するため、コミュニケーション権と呼ばれる既存の情報提供要請権が見直され、納税者や第三者からより幅広い情報の提供を受けることが可能になりました。

これらの点の概要を枠下の（１）と（２）の部分で書いていますが、次ページ以降でもう少し詳しく御説明します。

２ページ、これがフランスにおける納税者利便の向上等の取組です。下の図のところに記入済み申告書による申告納付手続の情報フローを示してあります。図を見ていただきますと、まず右下にある③で記入済み申告書が提供されます。ここには上に書いてあります②のところで、既にDGFIPに提供済みであった給与、年金、利子、配当などの額の情報が記入されています。納税者は④にありますように、必要に応じて各種控除やキャピタルゲイン等の情報の記入あるいは記入済み情報の修正を行ってDGFIPに申告をします。その後、⑤にありますようにDGFIPから賦課決定通知書が送付されて、これで税額が確定する賦課課税方式です。

この記入済み申告書の作成に重要な役割を果たすものがDSNシステムです。DSNとは社会保障の徴収と給付のためのネットワークシステムのことで、企業、DGFIP、社会保障機関をつないでいます。従業員の給与等の情報を企業がシステム上に一度報告すると、自動的にシステムの加入者全体に共有されます。この情報が記入済み申告書の作成に活用され、納税者利便の向上に役立つとともに、雇用主の情報提供の手続負担を軽減しています。

なお、このように税の申告・納付手続には、DSN上の情報が活用されますが、フランスでは税と社会保障の徴収体系は別個のものとして構成されています。お手元の資料でも納税者とDGFIPとの間の申告と納税の手続は、社会保障関係の情報手続フローからは独立しています。

３ページ、フランスにおける制度の信頼性向上に向けた情報提供の仕組みについて二点、御説明します。

一点目、フランスにも給与、利子、配当等に関する法定調書が存在し、集められた情報は記入済み申告書の作成に活用されています。また、最近、シェアリングエコノミーを初めとする新しい経済活動に対応して、法定調書制度が見直されました。

二点目、これは2014年に行われたコミュニケーション権の見直しです。それ以前は税務調査において第三者に情報提供を求める場合、調査対象者を特定する必要がありました。見直し後は、調査対象者が不特定の場合でも情報提供を要請できるようになりました。この制度は、個人情報保護を目的とするCNILと呼ばれる独立行政機関の監督を受けて法制化され、その行使に一定の要件を課すことで制度の濫用防止が図られています。

４ページは最近のトピック、所得税の源泉徴収制度に関する議論の概要です。2018年1月以降に給与所得に対して源泉徴収制度を導入することが予定されていました。もともとG7の中でフランスだけが源泉徴収制度を導入していません。オランダ前政権は源泉徴収を導入することで、世帯の所得状況や人的事情に影響を及ぼし得る変更が生じた場合に、徴収税額に迅速に反映できるようにしようとしていました。これにつ

いては世論調査では源泉徴収の導入を支持する声が多数でしたが、事業者団体等からは従業員のプライバシーに関する懸念が示されていました。そして、つい先日、5月に就任したマクロン新大統領が導入時期の1年延期を発表したところです。

次に、ドーバー海峡を渡りまして、イギリスについての御説明です。資料に入る前に、若干歴史的背景を申し上げます。

イギリスは、1799年に世界で初めて近代的な所得税を導入し、1803年に源泉徴収制度を導入しました。現在の源泉徴収、年末調整の制度であるPAYEも、1944年にはその原型ができあがっていました。しかし、その後も誤申告や課税漏れに苦しんできた国でもあります。近年ではタックスギャップの防止を主な目的として、税務手続の電子化あるいは納税者と税務当局との間で情報共有をリアルタイム化するということを推進してきました。

このように、イギリスの税務当局、現在HMRCといますが、HMRCはタックスギャップを減らす取組を含めて、税制の信頼性を向上させるための努力を積み重ねてきました。このような取組は、ともすれば単に課税強化を進めているとの誤解を受けかねませんが、制度の透明性を確保し、納税者利便の向上策を提供することを通じて、納税者との間で信頼関係を構築してきた。いわば苦労人でもあるわけです。

5 ページを御覧ください。上の枠内がイギリスの調査結果のポイント三点です。

一点目、イギリスのHMRCは税務にかかわるほぼ全ての情報のやりとりを電子化する取組、Making Tax Digitalといますが、これを推進しています。現在でも主要な税目の申告・納税は、HMRCが提供するウェブサイト上で電子的に完結することができます。

二点目、給与所得者については以前からPAYEと呼ばれる源泉徴収、年末調整の仕組みがありました。この電子化を進めた結果、年末ではなく毎月の給与支払ごとの税額調整を実現しています。また、原則として全ての個人事業主や法人がウェブアカウントを保有し、HMRCと緊密にコミュニケーションを取る環境が整備されていく予定です。

三点目、国際的脱税などの新たな問題に対応するため、HMRCが納税者本人や第三者に対して必要な税務情報の提供を要請できる範囲が近年拡充されています。枠下の(1) (2)にあるのは、これらの概要です。次ページ以降でもう少し詳しく見ていきます。

6 ページは、イギリスの納税者利便の向上等の取組についてです。ここでのキーワードはMaking Tax Digitalです。イギリスでは給与所得や金融所得を合算して課税しています。キャピタルゲインや一定額以上の利子・配当所得がある場合には確定申告が必要ですが、給与や一定額以下の利子・配当所得のみを得ている納税者は、PAYEだけで税務手続が完結します。将来的には金融所得を含めた全ての所得に関する税務手続をPAYEの中で処理し、個人の確定申告を不要とする制度を志向しているとのことでした。このMaking Tax Digitalの取組により、情報処理の電子化やネットワーク化が

推進されています。

このような中で、PAYEについては毎月の給与支払ごとに納税額の調整を行う Real Time Information化が進んでいます。これにより税務手続を簡素化して納税者利便の向上を図るとともに税務情報の適時・適正な提供を進めています。また、個人事業主や法人については、2020年度以降は四半期に一度、HMRCに対して財務会計情報などを報告する制度へ移行する予定とのことです。

7 ページです。イギリスにおける制度の信頼性向上に向けた情報提供の仕組みについて、二点御説明いたします。

一点目、このMaking Tax Digitalの推進やReal Time Information化の実現によってエラーが少なくなっていくと見られます。その意味で納税者利便を向上させる取組であると同時に、それを可能とするために必要な納税者からの情報提供を充実する取組でもあるということで、税制の信頼性向上にも貢献しているとのことです。

二点目、HMRCが納税者に情報提供を要請するための手段としてInformation NoticeやBulk Information Powerといった制度があります。司法機関である租税審判所がこれに関与します。このような司法府の関与の下で、HMRCは納税者本人や第三者に対し、合理的な範囲で情報の提供を要請できます。第三者に対しては不特定の調査対象者に関する情報の提供も要請できます。

以上がフランス、イギリス班の報告です。土居委員から補足をお願いします。

○土居委員

我が国と制度が似ている源泉徴収制度と年末調整を持っているイギリスに関して、二点ほど海外調査報告の論点に従って御紹介させていただきたいと思っております。

まず一点は、納税者利便の向上に関してです。イギリス政府では御承知のように、行政手続の簡素化によるコスト削減にこれまでも取り組んできましたし、今も進めています。その中で、先ほど増井委員からの御説明にもありましたように、HMRCにお伺いして、そこでこの行政手続の簡素化というものを税務面でどのような形で進めておられるのかと伺ったところ、Tax is different from regulationsという御回答、これが大原則であると。日本語に訳せば「税制は規制とは異なる」ということなのでしょうか。そのような原則で取り組んでいるというお話がありました。

それはどのような意図かと伺いましたところ、税務手続のコスト削減というものは、他の規制のコスト削減とは異なるアプローチで取り組んでいるのであると。規制というものは納税者の行動を変えるためのものである。それに対して税制というものは納税者が正しいタイミングで必要な情報を提供してもらい、正しく納税してもらうためのものである、とのことでした。このような観点で行政手続の簡素化、更にはコストの削減に取り組んでいるというようにHMRCの方がおっしゃっていました。

もう一点は、シェアリングエコノミーに代表される新しい経済への対応という話です。イギリスでも最近、雇用契約を結ばずプラットフォームだけの提供を行う事業者

が増えていて、その結果、想定していなかったような頻繁な転職や副業を行う納税者が増えていたとのことでした。しかし、イギリスの所得税制は多くの人々が自営業者として確定申告を行ったり、納税者が頻繁に職を変えたりすることを想定していないので、デジタル化の時代の新しい経済取引や働き方に対応して、所得税制そのもの、ないしはその執行制度を見直す必要があるとおっしゃられて、これも非常に印象に残りました。

我が国でも働き方の多様性については、必要な税制の見直しとともに新たな税務行政上の課題にも対応していく必要があると思います。今後この税制調査会でも引き続き働き方の多様性を踏まえた所得税制の見直しを検討していくわけですが、わが国でも、副業、兼業が増加していく可能性があり、それに伴い、これまで雇用主が年末調整を行って税額を精算して、それで納税手続きが完結していたという納税者も、確定申告を行うケースが増えてくることが考えられるわけで、これを全ての納税者が申告手続きを省力化できるようにするためには、申告納税制度の下で、どのような仕組みを考えていくかということを経験するとすることは有用なのかなと思います。

もう一つは、申告を行う納税者は自らの一年間の経済活動を把握することが必要なわけですが、これを省力化してスムーズに行わせるようにするには、デジタル化という昨今の時代の流れを踏まえて、より信頼できる制度を確立して、納税者が税務当局ともう少し情報共有できるような環境整備が必要ではないか、それを進める上ではどのようなことが必要かということを検討するということが、ここでの議論としても重要なのかなと思います。

私からは以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

大分時間が押してきているのですが、今日は報告中心ということで、議論は今後、熱心に行っていただこうと思いますが、委員の皆様、確認したいこと、訂正したいこと、その他ありましたら御意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。では、赤井特別委員、お願いします。

○赤井特別委員

初めに二つほど。

一つ目は大きな話で、今回の様々な資料を見させていただいていると、日本の電子化は逆に少し遅れぎみなのかなと感じました。アメリカだけが40%なのですかね。電子化が進んでいないようなのですが、その理由をアメリカに行かれた方にお聞きしたいです。そして、それが、記入済み申告書がないことと関係しているのかどうかということが一つです。

二つ目は、各チームの方に簡単にお答えいただければと思うのですが、信頼性向上というものは今後必要になってくると思うのですが、納税者の利便性向上とともに信

頼性を向上させていく時に、納税者に税に対しての理解を深めてもらって、税を払うことへの意識を向上させるという意味で、日本と比較した時に各国では日本で学ぶべきことというものがどのような点があるのかということをお簡単に教えていただければと思います。

日本では財政再建が必要になっていますから、今後、増税という話が出てきた時に、税が分かりやすいということも、財政再建においては重要かと思しますので、そのような意味で何か日本へのサゼッションがあればいただければと思います。

○中里会長

それでは、岡村委員、お願いします。

○岡村委員

先ほどのアメリカの電子申告の問題ですが、アメリカの資料の1ページの左側のところにあるかと思いますが、個人所得税の電子申告については85%超という数が出ています。これは代行業者などを使って電子申告するケースを含みますが、それほど遅れているわけではないように思います。

○赤井特別委員

では、結構です。

○中里会長

時間の関係もありますが、各グループで学ぶべきことに関する御感想と言いますか、これは今後様々お聞きしていくことになると思いますが、今この時点で特にとという方がいらっしゃれば。土居委員、お願いします。

○土居委員

先ほども申し上げたのですが、一つのキーワードは省力化ということになるのではないかと思います。データをより多く集めれば、それなりに情報提供も税務当局からできるという仕組みが例えばエストニアや韓国などの話があったと思いますが、そこまできびきびとイギリスやフランスが行っているわけではありません。あくまでも税務当局が持っている情報は限られています。しかし、国民との関係で、税務当局にどこまで、情報共有するか、納税者と税務当局が情報を共有するか。それとともに、そのままで共有できないということであれば、当然できるサービスは限られているということなので、そのバランスをどのように取っていくか。

その中で我が国であれば、情報を次から次へと税務当局に差し上げれば利便性が高まって、それが国民の多くが望んでいるかと言われると、私の印象で言うとむしろ省力化の方が、正にフランスではそのとおりでしたが、できるだけ手間が省けるということで、国民はこのような電子化というものは望ましいことであると感じてもらえるという、そのようなことはあるのかなと思います。

○赤井特別委員

今後増税などに向けて、そのような理解が深まるような形のシステムがあれば良い

かなと思います。

○中里会長

ありがとうございます。

上西特別委員、お願いします。

○上西特別委員

韓国についてですが、説明用資料の2ページを見ていただきますと、納税者利便の向上等に向けた取組として、Home Taxを通じた年末調整についての従来と現行の説明が左右でされています。日本で言うマイナポータルを将来活用することを仮に想定した場合に、同じようなこととして病院や保険会社から控除対象データをHome Taxに登録されるという①のプロセスで、従業員、納税者がこのデータを入手するという二つ目のプロセス。三つ目が控除申告書を自動的に作成するというプロセス。これについては日本も参考にすべきプロセスではないかと考えています。

○中里会長

ありがとうございます。

私から感想を少しだけですが、前に梅澤特別委員がスマートフォンで申告をとおっしゃっていたことが非常に記憶に残っているのですが、海外では既に行っているようでしたね。それだけです。

それでは、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員

一点は質問で、あとは軽く感想ですが、税務データの分析について、今回は税務データの収集と管理の話であったと思うのですが、例えば、先ほどのイギリスの場合、タックスギャップという言葉が何度か出てきたかと思いますが、これは分析しているのです。それから、OECDの方でも報告書が出ていますが、税務情報を使って納税者の属性別に行動パターンをまとめて、どのような納税者が怪しいかや、あるいは申告が遅い人たちに対しては早目にこれから申告の時期ですよという形でアプローチする。そのようなものがサービスの向上につながるのですが、データをどのような形で分析しようとしているのか。それは利便性の向上という面と、もう一つは今の納税者だけではなくて所得に係る人々の実態分析、所得格差も含めて、低所得者も含めて実態分析としてどのようなデータを活用しているのかなということがもし分かっていたら、お知らせいただければと思います。

それにも関わりますが、やはり電子化の話は税にはとどまりません。例えば、イギリスは有名なケースで、先ほどからも紹介されているとおり、所得情報を使って税を集めているだけではないのです。これを使って給付も行うわけですし、なぜ国民が所得情報を集めることにそこまで抵抗感がないかということは、もちろん一つの歴史的、文化的な背景もあるかもしれませんが、そこに利益があるからです。例えば、自分が給付を受けようと思った時に所得情報がないと困るわけですので、それは恐らく、

韓国の場合も同じであると思うのですが、あそこには勤労所得税税額控除がありますので、いかに利便性を高めるかという時に税だけではない目的のための所得情報の活用というものがあって良いのかなということと、エストニア、韓国を見ていると税だけではなくて、行政全体で電子化を進めているということがポイントで、韓国は医療も全部電子化しているので、税は規制ではないかもしれませんが、徴税は業務なので、業務改革の一環としても業務コストの削減ということはどこでも言われていることですので、そのような意味においては、諸外国はどのような制度としてコーディネートしているのか。税が他の社会保障、組合せは違うというお話でしたが、税が他の制度とどのようにリンクして、この全体としてコストの削減に寄与しているのかという、その辺りがもう少し実態が分かれば良いかなと思いました。

我が国に関して言えば、これからマイナポータルが出てくると思うので、新しい経済環境等の対応にも関わりますが、このようなマイナポータルの中にどのように組み込んでいくのか。これも税のためだけに行うわけではなくて、それらを通じて様々な納税者や個人の利便性の向上を図っていくという点が、その目的であると思いますので、そのような規制の枠を超えた形で行政全体の電子化が国民生活の利便性にどのように寄与するのか、あるいは経済の効率化にどのように寄与するのかということは、もう少し議論があって良いのかなと思いました。

簡単に一点だけ。フランスですが、先ほどやはり上手だなと思ったことは、コミュニケーション権のようなある意味、情報提供要請のような査察権がある一方で、独立機関のCNILという個人情報を守る機関があるということはある種のバランスであると思うのです。そのため、今、国民全体が情報に対して非常に敏感になっていますので、日本にも個人情報保護委員会などがありますが、やはり情報ということについては、一方では保護をするという体制、この両輪で行っていかないとなかなか国民の納得は得られないのかなと思いました。

○中里会長

御意見に渡る部分もありましたが、税務情報についてどのように利用しているのかという観点について、どなたか四方面の方でもしお気づきのことがあったら御意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、探せば当然出てくると思いますので、その点、またフィードバックをしていただきたいと思います。

それから、ミーンズテストのようなもので、例えば大学でも学生が奨学金を申請する際に、便利にできるといいですね。

○佐藤委員

私のところも受験料は所得に応じます。

○中里会長

すごいですね。様々なことがそこにはありそうですね。

○赤井特別委員

今度マイナンバーと連動させるような所得連動型の奨学金も検討に回しています。

○佐藤委員

ますます所得情報は重要になってくるのです。

○中里会長

分かりました。ありがとうございます。

増井委員、お願いします。

○増井委員

一点だけ。三点目におっしゃったコミュニケーション権は、これは査察ではありませんで、行政調査の一種です。そのため、フランスはそのような形で個人情報保護を図る独立の委員会があります。他方で、イギリスやカナダ、そしてアメリカも同じであると思いますが、司法府がチェックを行っている国もあると認識しています。

○中里会長

ありがとうございます。

大田委員、お願いします。

○大田委員

大変勉強になりました。ありがとうございました。

一点質問です。日本ではデジタル化をしようとする、それに対応できない事業者の方がいるという話がかかなり強く出てきて、例えば税理士の方ですら全くデジタル化していない方が一定割合おられて、電子申告100%には遠いのですが、どこかの国でこのようなデジタルデバインドが問題になって、それに対して何らかの対応策をとったというような例があれば教えていただければと思います。

○中里会長

これについていかがでしょうか。

土居委員、どうぞ。

○土居委員

御質問ありがとうございます。フランスの例ですが、紙で持って行っても窓口に行くことは変わりません。そうであれば、原則電子化をして、どうしても対応できない方は窓口までお越しいただいて、税務署の職員がお手伝いをしながら、正にパソコンを使って入力していただくということを行っておられるということで、決してデバイスという意味で電子化に対応できないという方がおられても、窓口ではしっかりと対応しています。かつ、お越しいただく手間は全く一緒ですので、別に自分のオフィスなり家でできないという方が、追加の手間を費やさなければいけないということではないとおっしゃっていました。

○中里会長

上西特別委員、どうぞ。

○上西特別委員

韓国で東安養税務署を訪問した時に、その1階に常設のコーナーがありました。パソコンが常設されています。専門の指導員の方がおられるものと思います。デジタルデバイスが自宅にない人や、ネット環境がない人に対して指導する結構広いスペースでした。日本でも行っているのですが、2月、3月の確定申告時期が中心となっています。韓国では、どの税務署でも常設で行われているという説明を受けました。

○中里会長

大田委員に対するお答えになるかどうか分かりませんが、エストニアは、インターネットの利用は基本的人権である、憲法問題であるというお話を聞いて、そのような時代なんだなというように、憲法の先生がどのようにお考えになっているか分かりませんが、梅澤特別委員がそのような意見をかなり強く前からおっしゃっていたので、非常にそれは勉強になりました。

他にありますか。岡村委員、どうぞ。

○岡村委員

本日で言うと、アメリカからの報告書ですが、11ページから12ページのところに、少しその問題について記載があります。やはりかなり苦勞をしつつ、このようなことを税務署の方々あるいは地域の方々が進めているということになるかと思います。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、野坂委員、お願いします。

○野坂委員

今回4グループ、7カ国という調査は大変私も勉強になりました。それぞれの国が様々な歴史を背景に様々な工夫をされているということであると思います。7カ国と日本を比べると、印象としては、日本は相当遅れているなど。これからどの国がベストということではもちろんないのであろうし、どの国のパターンが良いということでもないのですが、大いに参考にしなければいけないと思いました。

いくつか質問ですが、アメリカで記入済み申告書が導入されていないということですが。これは様々な代行業者もいるからということなのかもしれませんが、それ以外にアメリカのレポートを読ませていただいたところ、税務当局側が情報を容易に盗み取られる恐れがある、あるいは税務当局で全てを集められないという問題点を指摘されていた。そのようなマイナス面というものは、アメリカだけではなくて他の国も同じであるとは思いますが、特にアメリカでどの点を問題にされていることはそのような背景があるのでしょうか。

また、これは共通して聞きたいテーマではあるのですが、これだけのシステムを導入するために、導入のコストというものはどれぐらいかかっているのかなという関心があります。また、サイバーテロなどが懸念される中で、今後サイバー対策でイタチ

ごっこになると思うのですが、税務情報をいかに守っていくのか。また、先ほどフランスのケースで誤申告あるいは課税漏れという問題も指摘されていました。様々な課題がそれぞれの国にあって、それを乗り越えて、あるいはその途上にあるという印象を持ちました。大きなテーマであります、何か御示唆、更に追加で補足していただく方がいらっしゃればお願いしたい。

○中里会長

岡村委員、どうぞ。

○岡村委員

このID theftの問題といたしますか、なりすましによって様々な情報を盗み取られる、あるいは不正な還付が起こるといったことをID theftと呼んでいます、この問題がアメリカでかなり深刻であったことは確かです。実際に被害に遭ったと言われている大学の先生方のお話も聞くことができました。恐らくこのような問題が出てきていることは、アメリカが古くからと言いますか、ある程度長期間に渡ってこの制度を実施していること、それから、私はあまり情報技術には詳しくありませんが、やはり入ってからかなり時間が経っていて、制度の設計がもう少し古い段階でされているということがあるのではないかと推測します。

○中里会長

林特別委員、どうぞ。

○林特別委員

サイバー攻撃に関しては、エストニアの方は資料にも書いていますが、Data Embassyということで政府のデータを国外のサーバーなどにも分散して置くような形式をとっているようです。そのため、一つのところがだめになっても、違うところですぐ代替できるような体制がとられているようでした。

○中里会長

増井委員、どうぞ。

○増井委員

フランスについて誤申告のことについてお話がありましたので、その点です。DGFIPという国税庁に相当するところではマッチングはする。であります、全ての情報について記入済み申告書に書けるわけではもちろんなくて、もともと書いていない有価証券のキャピタルゲインなどもありますし、あるいは納税者の方で訂正するといったことももちろん予定されています。

一つ印象に残ったことが、先ほどの佐藤委員の御指摘にも関係しますが、フランスの社会保障の徴収機構は非常に強靱というか大きいものがあって、そこで作ったDSNというシステムがまず基礎にある。税はそれを借りていると言いますか、社会保障の方が主で、税はそれを使っているという印象を受けたところです。

○中里会長

あと山田特別委員、宮崎委員、田中特別委員とありますので、その順番でお受けしていきたいと思います。

山田特別委員、お願いします。

○山田特別委員

貴重な情報提供ありがとうございました。

手短に一つだけ。我が国では個人の所得または納税額を公表していた歴史が長かったものを、大分議論して禁止した経緯があって、それから多分15年か20年ぐらい経っていると思うのですが、エストニアだけでしょうか、これは私の聞き間違いでなければ良いのですが、エストニアその他の国も大分個人の所得納税額などを公表している例があるかのように説明なさったように聞こえたのですが、ということはその傾向が広がる可能性があるのでしょうか。日本で大議論が起こるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○林特別委員

納税額なり課税所得を公表していきまして、これはエストニアも含むのですが、スカンジナビア諸国に共通した傾向であると伺っています。そのため、国民性というか、何をパブリックにして、何をプライベートにするかということが日本人の感覚と根本的に違うのではないのでしょうか。私としては非常に親近感があるプライバシーの考え方でした。

○山田特別委員

ありがとうございます。

○中里会長

歴史的経緯や文化の差がありますので、あまり所得は他の方にのぞかれないかと私はそのような感想を持ちました。

それでは、宮崎委員、お願いします。

○宮崎委員

ありがとうございます。大変勉強になりました。

セキュリティーのことを私も伺いたかったのですが、今、お答えがあったのでそこは結構です。

エストニアは本当に小さな134万人ぐらいしかいない国ですので、億単位のビッグデータであるアメリカなどの情報システムと比べると事情が違うかという感じはしていますが、ただ、このようなことでシステムを作っていくと、例えば、我が国も同じであると思いますが、企業ごとに財務会計や納税などの個別のシステムを持っていますね。そこを統合していったり、あるいは毎月報告というような手法をもし取り入れるとすると、汎用型のシステムを再構築していかないといけないような部分が出てくると思うのですが、そこは我が国としての普遍的な方法を導入していくことになるのでしょうか。

○中里会長

今後考えていくことになりますでしょうかね。

今回は各国の事実報告中心ですので、そのような御質問はまだまだあると思うので、事務局に寄せていただいて、それに応じて私たちが調べてきたことを更にチェックし、追加的な質問事項などあればというようにして、更に情報を集めていくことによって将来的な方向性ということになるのではないかと思います、非常に難しい問題ですよ。ありがとうございます。

それでは、田中特別委員、お願いします。

○田中特別委員

今回、各国の実情を教えてくださいまして、本当に進んでいるなと思いました。それをどのように日本に取り入れられるかということ考えた時に、その国の行政システムやスケールとか国民の風土のようなものによってそれぞれ限界があるのかな、それをよく考えないといけないのかなと感じる次第です。

制度とすれば、例えば地方税は、全体のある地域で申告すれば良いというようなことを言っただけであれば、会社はすごく楽であるなと思いますし、そのような思い切ったことを考える必要があるのかなと。ワンスオンリーと言うのですか、データは一本にすると。

一方で日本人は、クレジットカードとかは、あまり使わないのです。現金が主流になったりしているわけです。それは海外と全然違うような気がするのです。レジについても、レジがないところが多いと思うのです。それをどのようにしたら良いのか、商工会議所の責務もかなりあるところなのですが、実際に会計ソフトを利用している個人事業主はどのくらいいるのかということを見ると、33%くらいなのです。それもそのまま今のeL-TAXにつながるようなソフトではなかったりするわけです。そのため、そのようなことを含めてどこからどのように行っていったら良いのかということは課題であると感じています。

○中里会長

他にいかがでしょうか。沼尾委員、どうぞ。

○沼尾委員

先ほどの野坂委員の御質問に対して補足なのですが、資料10-7の2ページから3ページ目のところで、なぜアメリカでは記入済み申告書を行わないのかということに対するIRSの回答をここに載せており、一つは確かに電子的な情報を盗み見されることもあるのですが、実際にIRSが得ている所得情報というものは一部にすぎないので、他にも漏れがあるであろう点、逆にそこに事前提供されていないのであれば申告しなくても良いのではないかとということで、納税者が除外申告する可能性がある点、記入済み申告書を導入してしまうと業界の仕事を奪うことになる点など、様々な事情があるということで御説明がありましたので、補足をさせていただきます。

○中里会長

一つだけですが、これは佐藤委員が税務情報を納税者がいかに有効に活用するということで、そのような意味の納税者利便の向上と、岡村委員がナッジの話カナダに関してなさってしまして、行動経済学的に強制ではなくて、納税者の方で自発的に喜んでとまでいくかどうか分かりませんが、自発的に適正な行動を取っていただく方向に行くと、様々な意味で良いのではないかと思っていますので、大竹特別委員には、行動経済学のことがあったら今後よろしくお願ひしたいと思ひます。何かコメントはありますか。

○大竹特別委員

イギリスで行動経済学の部署を作っていて、税の納税促進のための様々な実験を行っていますので、そのようなものも今後参考になるかなと思っています。

○中里会長

ありがとうございます。また様々なことを教えていただけたらと思ひます。

なお、先ほど申し上げましたが、質問等がありましたら事務局にお寄せいただひて、みんなで対応を考えていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

先ほども申し上げましたとおり、納税実務等を巡る近年の環境変化への対応については今回、御報告いただいた調査の成果も生かしながら、今後更に十分な議論を行っていきたくて考えています。

具体的には最近、情報通信技術、ICTや金融技術、フィンテック等ですが、その活用が拡大し、経済活動や決済手段の多様化、グローバル化が進展しているということは皆様御承知のとおりです。特にそのインターネット取引の発展等を背景に民泊の問題とかライドシェア等、このシェアリングエコノミーを含めた新しいタイプの経済活動が拡大しつつあるのではないかと思ひます。

これまで税務行政の側においても電子申告やマイナンバーの導入、国外の財産を報告する枠組みの整備等の見直しを行ってきていますが、その後も日本の経済社会は急速に変化してきていると思ひます。今後は納税実務等を巡る近年の環境変化への対応について、今回の海外調査で得た知見も参考にしながら納税者利便と税制の信頼性、この両方の向上に向けて税務手続のICT化及び簡素化の推進、そして、そのための基礎となる税務上の情報の流れやその処理のあり方、これについて幅広く中長期的な視点から議論を行っていきたくて考えていますが、皆様、この方向でいかがでしょうか。ありがとうございました。

それでは、次回の開催につきましては事務局から改めて御連絡することとして、この辺りで、まだ他にも様々なお考え、その他もあると思ひますが、今回の議事は終了したいと思ひます。

本日は大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございました。